

各 位

不動産投資信託証券発行者名

野村不動産マスターファンド投資法人

代表者名 執行役員 柳田 聡

(コード番号：3462)

資産運用会社名

野村不動産投資顧問株式会社

代表者名 代表取締役社長 安部 憲生

問合せ先 NMF 運用グループ統括部長 宇木 素実

03-3365-8767 nmf3462@nomura-re.co.jp

## 合併に伴う 1 口に満たない端数投資口の処理に関するお知らせ

平成 27 年 10 月 1 日に成立した旧野村不動産マスターファンド投資法人（以下「旧 NMF」といいます。）、野村不動産オフィスファンド投資法人（以下「NOF」といいます。）及び野村不動産レジデンシャル投資法人（以下「NRF」といいます。旧 NMF、NOF 及び NRF を個別に「消滅投資法人」といいます。）の間の新設合併（以下「本合併」といいます。）に伴い、平成 27 年 9 月 30 日の各消滅投資法人の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主（以下「割当対象投資主」といいます。）の皆様に対して、新設合併設立法人である野村不動産マスターファンド投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の投資口の割り当てが行われましたが、一部の NOF 及び NRF の割当対象投資主の皆様においては、本投資法人の投資口を割り当てる際に、交付すべき投資口の口数に 1 口未満の端数（以下「端数投資口」といいます。）が生じております。なお、旧 NMF の割当対象投資主の皆様においては、端数投資口は生じません。

かかる端数投資口については、法律の規定に基づき、市場において行う取引により売却し、当該売却代金を、端数が生じた割当対象投資主の皆様に対して、その端数に応じて交付する予定です。

該当する割当対象投資主の皆様に対しては、別途郵送にて交付額、交付方法等についてお知らせし、平成 27 年 12 月中旬頃を目途にお支払いを開始する予定です。

### 記

#### 1. 投資口の割り当てについて

本投資法人の投資口の割り当てを受ける権利は、平成 27 年 9 月 30 日（水曜日）を基準日として、当該基準日時点の各消滅投資法人の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主（すなわち、平成 27 年 9 月 25 日の権利付最終取引日に各消滅投資法人の投資口を保有されていた投資主）に生じています。

	本投資法人	旧 NMF	NOF	NRF
本合併に係る 割当ての内容	1	1	3.60	4.45

(注) 本合併により発行する本投資法人の新投資口数：3,722,010 口

## 2. 割当投資口の算定方法

### (1) NOF の割当対象投資主の皆様

計算式	:	保有 NOF 投資口	×	3.60	=	本投資法人の割当投資口数
-----	---	------------	---	------	---	--------------

#### (i) 基準日時点で NOF 投資口を 1 口保有していた場合

本合併により割り当てられる本投資法人の投資口は、3.60 口となります。

(ご参考：図解)

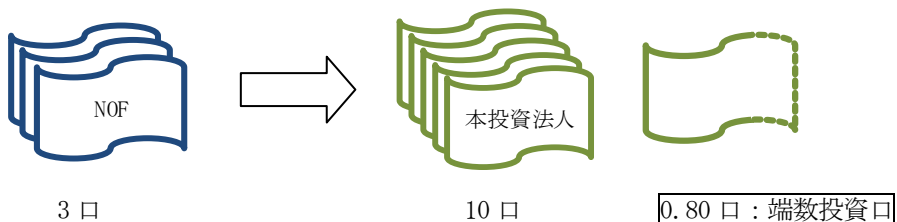


→1 口に満たない 0.60 口分の売却代金をお支払いいたします。

#### (ii) 基準日時点で NOF 投資口を 3 口保有していた場合

本合併により割り当てられる本投資法人の投資口は、10.80 口となります。

(ご参考：図解)

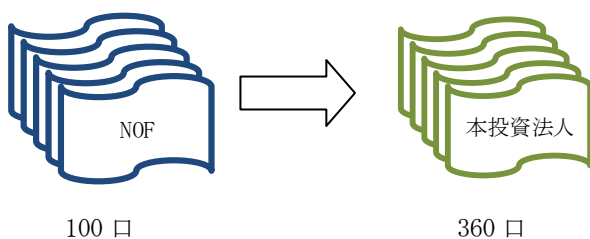


→1 口に満たない 0.80 口分の売却代金をお支払いいたします。

#### (iii) 基準日時点で NOF 投資口を 100 口保有していた場合

本合併により割り当てられる本投資法人の投資口は、360 口となります。

(ご参考：図解)



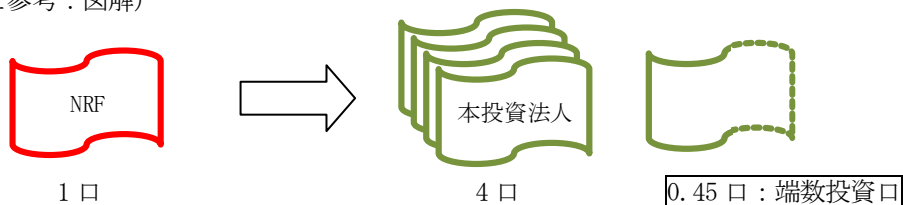
→端数が生じないため、端数投資口分の売却代金の支払いは行われません。

(2) NRF の割当対象投資主の皆様

計算式	:	保有 NRF 投資口	×	4.45	=	本投資法人の割当投資口数
-----	---	------------	---	------	---	--------------

- (i) 基準日時点で NRF 投資口を 1 口保有していた場合  
本合併により割り当てられる本投資法人の投資口は、4.45 口となります。

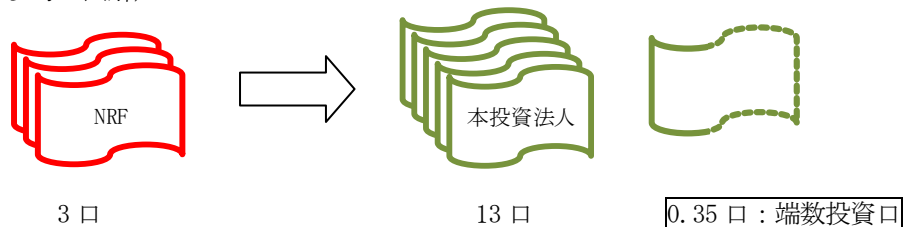
(ご参考：図解)



→1 口に満たない 0.45 口分の売却代金をお支払いいたします。

- (ii) 基準日時点で NRF 投資口を 3 口保有していた場合  
本合併により割り当てられる本投資法人の投資口は、13.35 口となります。

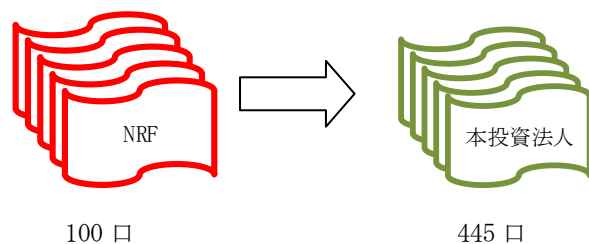
(ご参考：図解)



→1 口に満たない 0.35 口分の売却代金をお支払いいたします。

- (iii) 基準日時点で NRF 投資口を 100 口保有していた場合  
本合併により割り当てられる本投資法人の投資口は、445 口となります。

(ご参考：図解)



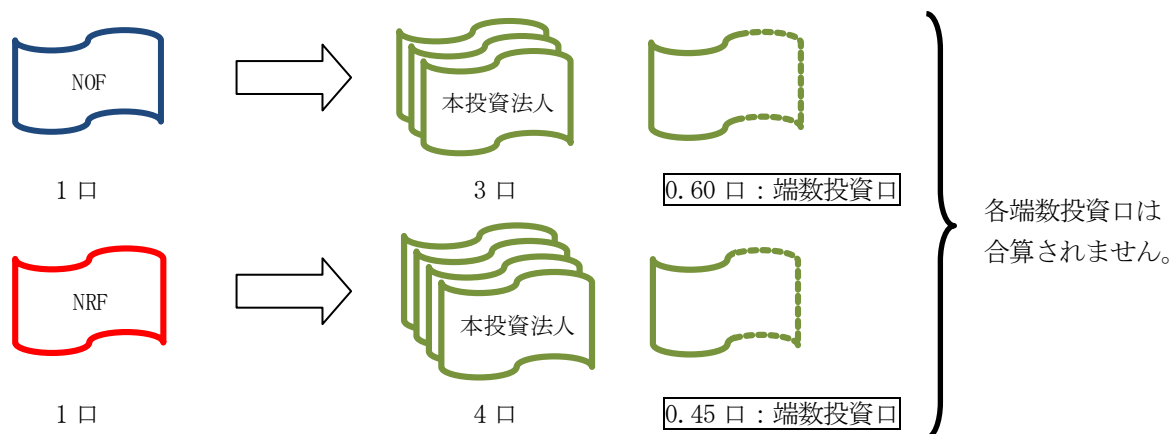
→端数が生じないため、端数投資口分の売却代金の支払いは行われません。

(3) NOF 及び NRF 双方の割当対象投資主の皆様

基準日時点で NOF 投資口及び NRF 投資口をともに保有していた場合には、NOF 投資口に係る端数投資口と NRF 投資口に係る端数投資口は合算されず、各消滅投資法人の投資口毎に上記「2. 割当投資口の算定方法/ (1) NOF の割当対象投資主の皆様」又は「2. 割当投資口の算定方法/ (2) NRF の割当対象投資主の皆様」に記載のとおり取り扱われます。

(ご参考：図解)

(例) 基準日時点で NOF 投資口及び NRF 投資口を 1 口ずつ保有していた場合



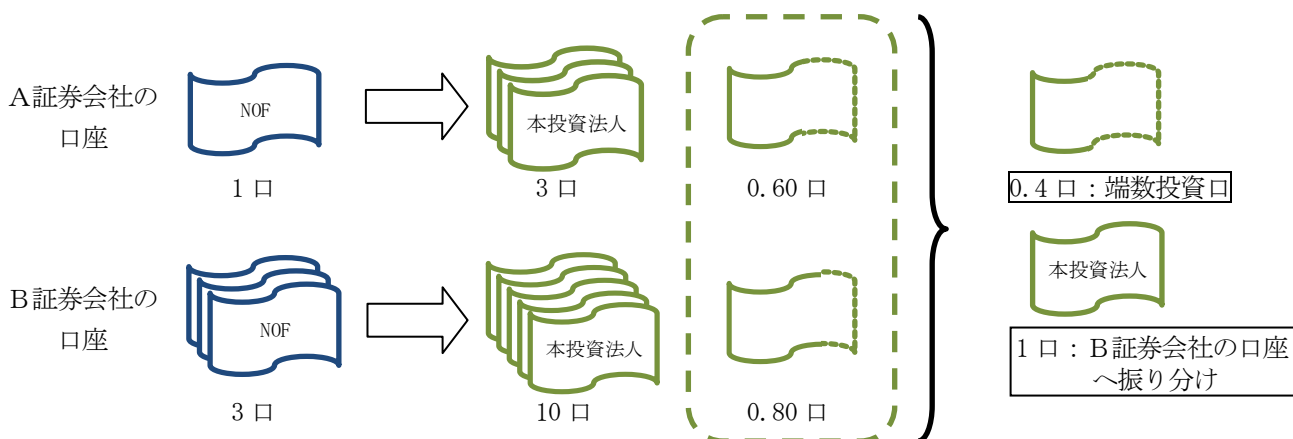
→各端数投資口は合算されず、各消滅投資法人の投資口毎に端数投資口分の売却代金をお支払いいたします。

(4) 複数証券会社の口座にて NOF 投資口又は NRF 投資口を保有していた投資主の皆様

基準日時点で複数の証券会社の口座にて NOF 投資口又は NRF 投資口を保有していた場合には、各消滅投資法人の投資口毎に名寄せされ合計された口数により端数投資口の処理を行います。各証券会社の口座における端数投資口を合算した口数が 1 口以上となる場合は、株式会社証券保管振替機構により、最も保有投資口数の多い証券会社の口座に振り分けられるとともに、当該合算後に生じた端数投資口は、1 口に満たない端数として、上記「2. 割当投資口の算定方法/ (1) NOF の割当対象投資主の皆様」又は「2. 割当投資口の算定方法/ (2) NRF の割当対象投資主の皆様」に記載のとおり取り扱われます。

(ご参考：図解)

(例) 基準日時点で A 証券会社の口座に 1 口、B 証券会社の口座に 3 口 NOF 投資口を保有していた場合



→各証券会社の口座における端数投資口の合算は、1.40 口となります。1 口分については、株式会社証券保管振替機構により、最も保有投資口数の多い証券会社の口座（上記のケースでは B 証券会社の口座）に振り分けられます。また、当該合算後に生じた 1 口に満たない 0.40 口については端数投資口としてその売却代金をお支払いいたします。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

平成 27 年 10 月 22 日	割当通知発送（注 1）
平成 27 年 12 月中旬	合併交付金（注 2）及び端数投資口売却代金の支払開始

（注 1）平成 27 年 9 月 30 日（水曜日）を基準日として、当該基準日時点の各消滅投資法人の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主に対して発送されます。

（注 2）各消滅投資法人の平成 27 年 9 月 30 日までの各最終営業期間（旧 NMF については、平成 27 年 9 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日まで：NOF については、平成 27 年 5 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日まで：NRF については、平成 27 年 6 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日まで。）の金銭の分配の代わりとして、平成 27 年 9 月 30 日時点の各消滅投資法人の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主に対して、最終営業期間の金銭の分配額見合いの合併交付金をお支払いする予定です。各消滅投資法人の合併交付金の詳細については、旧 NMF については平成 27 年 8 月 4 日付「平成 27 年 8 月期の運用状況及び分配金の予想の修正並びに平成 27 年 9 月期（最終営業期間）の運用状況及び合併交付金の予想に関するお知らせ」、NOF については同日付「平成 27 年 9 月期（最終営業期間）の運用状況及び合併交付金の予想に関するお知らせ」、NRF については同日付「平成 27 年 9 月期（最終営業期間）の運用状況及び合併交付金の予想に関するお知らせ」をそれぞれご参照ください。

以上

※本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※本投資法人のホームページアドレス：<http://www.nre-mf.co.jp>